

国立大学法人大分大学契約適正化委員会規程

平成25年3月26日制定

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨等を踏まえ、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の契約の適正化を図るため、国立大学法人大分大学契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 随意契約の妥当性に関する事項
- (2) 一般競争入札の妥当性に関する事項
- (3) その他契約の適正化に関する重要な事項

2 委員会は、前項の審議結果について学長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会計監査を担当する監事
- (2) 法人の役員又は職員以外の学識経験者 若干人
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号の委員は、委員会の審議に係る専門的知識を有し、中立かつ公平な立場で客観的に審査その他の事務を適切に行うことができる者の中から、学長が委嘱する。

3 学長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者を加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、任期中及び退任後においても、職務上知り得た事項について他に漏らしてはならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成25年規程第22号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。